

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホームすずらんの里

<ユニット型>

「重要事項説明書」

社会福祉法人 聖桜会

当施設は介護保険の指定を受けています。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖桜会
(2) 法人所在地 茨城県笠間市土師 1 2 8 3 - 5
(3) 電話番号 0299-45-0555
(4) 代表者氏名 理事長 立川 裕一郎
(5) 設立年月日 平成 10 年 12 月 1 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
(2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけることが出来ます。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム すずらの里
(4) 施設の所在地 茨城県笠間市土師 1283-5
(5) 電話番号 0299-45-0555
(6) 施設長（管理者）氏名 立川 孝子
(7) 施設の運営方針 ●高齢者の人権を尊重し、生活障害に応じて援助し、ゆったりとした生活ができるように環境を整える。
●地域福祉の役割と責任を担う意識を高め協力を努める。
(8) 開設年月日 平成 1 6 年 9 月 1 日
(9) 入所定員 3 0 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 1 人部屋です。部屋の移動はある場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	3 0 室	※ユニット型個室
合計	3 0 室	
ユニット	3 ユニット	
リビング	各ユニット	
キッチン	各ユニット	
浴室	5 室	機械浴・特殊浴槽・個浴 各ユニットにユニットバス

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく設備

居室のコンセント3か所常時使用から	1日あたり100円
-------------------	-----------

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職名	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名(0)		1名(0)
医師			2名(2)	2名(2)
生活相談員	社会福祉士1名	2名(1)		2名(1)
栄養士	管理栄養士1名	2名(1)		2名(1)
機能訓練指導員	准看護師	1名(1)		1名(1)
介護支援専門員	介護福祉士	1名(0)		1名(0)
事務職員		4名(2)		4名(2)
介護 ・ 看護 職員	看護婦(士)	0名(0)		0名(0)
	准看護婦(士)	3名(0)		3名(0)
	介護福祉士	8名(1)		8名(1)
	ホームヘルパー1～2級修了者	12名(7)		12名(7)
	ホームヘルパー3級修了者	0名(0)		0名(0)
	その他	0名(0)		0名(0)
	計		20名(8)	

()内は男性再掲

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月・金曜日 15:00～16:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 : 6:00～15:00 日勤 : 9:00～18:00 遅番 : 12:00～21:00 夜勤 : 21:00～ 6:00
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 : 8:30～17:30
4. 機能訓練指導員	日勤 : 8:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金 ※サービス利用料金表参照

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、別紙サービス利用料金表にさだめるとおり

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き7～9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7:30～9:30 昼食：12:00～14:00 夕食：18:00～20:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・ 不在者投票サービスもご利用いただけます。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）※別表

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第19条、第22条参照）

1.サービス利用料金	2460円
2.うち、介護保険から給付される額	2214円
3.自己負担（1－2）	246円

上記料金その他、入院・外泊期間中も居住費はご負担いただきます。

（2）（1）以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要>

①特別な食事(お酒を含みます)

ご契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理美容サービス

③複写物交付

- ・ ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
- ・ その他必要書類においても実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④契約書第 20 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度 料 金	要介護度 1 10640 円	要介護度 2 11350 円	要介護度 3 12050 円	要介護度 4 12760 円	要介護度 5 13360 円
------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と認定された場合 13360 円

⑤レクリエーション・行事予定

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：教養娯楽費の範囲内でまかさないます

主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（食事）	
1 月	初詣で	（行事食）
2 月	節分	（行事食）
3 月	ひな祭り	（行事食）
4 月	お花見（ドライブ）	（お弁当）
5 月	遠足	（お弁当）
6 月	食事会	（バイキング）
7 月	夏祭り	（行事食・出店）
8 月	流しそうめん	（行事食）
9 月	敬老の日	（バイキング）
10 月	外出	（外食）
11 月	鍋パーティー	（行事食）
12 月	クリスマス会	（行事食）

※その他随時行います

(3) 利用料金のお支払方法

別紙の料金・費用は、月初めに計算し、請求いたしますので、翌月の20日までに下記指定口座への振込み方法でお願いいたします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

<指定口座>

銀行名 : 常陽 銀行
支店 : 岩間 支店
口座番号 : 普通 1235122
口座名 : 特別養護老人ホーム すずらの里
施設長 立川 孝子 (タチカワ タカコ)

※サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合は「契約解除」をさせていただきます。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	立川記念病院
所在地	茨城県笠間市八雲2-12-14
診療科	整形外科・外科・内科・脳神経外科・形成外科・循環器科・胃腸科・呼吸器科・泌尿器科・皮膚科・全身CTスキャン室・人間ドック

医療機関の名称	田口同仁クリニック
所在地	茨城県水戸市内原町910-1

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	菅谷歯科
所在地	笠間市押辺513

②その他

眼科 : 笠間眼科

耳鼻科 : 笠間耳鼻科

訪問歯科協力病院 : くりの森歯科クリニック

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がないかぎり、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第14条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
（但し、ご契約者が、平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成17年3月31日までは適用されません。）
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ * 契約者が病院などに入院された場合の対応について * (契約書第19条参照)
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり264円)

②上記入院をこえる入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない場時には、併設されている短期入所介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入所の期間内には、上記利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。
※入院先の病院の先生より、退院が見込まれないため施設を退所するよう説明があった場合、施設へご連絡ください。書面にて契約解除の手続きを行います。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、

所定の利用料金をいただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退院後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として570円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第21条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 大井 寛子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

笠間市 岩間支所 介護保険担当課	所在地：笠間市下郷5140 電話番号：0299-37-6611
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地：水戸市笠原町978-26 電話番号：029-301-1550

茨城県社会福祉協議会	所在地：水戸市千波町 1 9 1 8 電話番号：029-244-4311
------------	---

9. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施 なし

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 すずらんの里

説明者職名 生活相談員 氏名 大井 寛子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 氏名 印

代 理 人 住所
(身元引受人)

氏名 印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階

(2) 建物の延べ床面積 3519.76㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- ・短期入所生活介護
- ・通所介護
- ・訪問介護
- ・居宅介護支援事業

(4) 施設の周辺環境

自然が豊かで、穏やかに安らいだ生活を送っていただける環境です。

常盤高速道路岩間インターより車で3分

JR常盤線岩間駅より車で5分

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

3名の生活相談員を配置しています。

看護職員 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員 ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員 ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

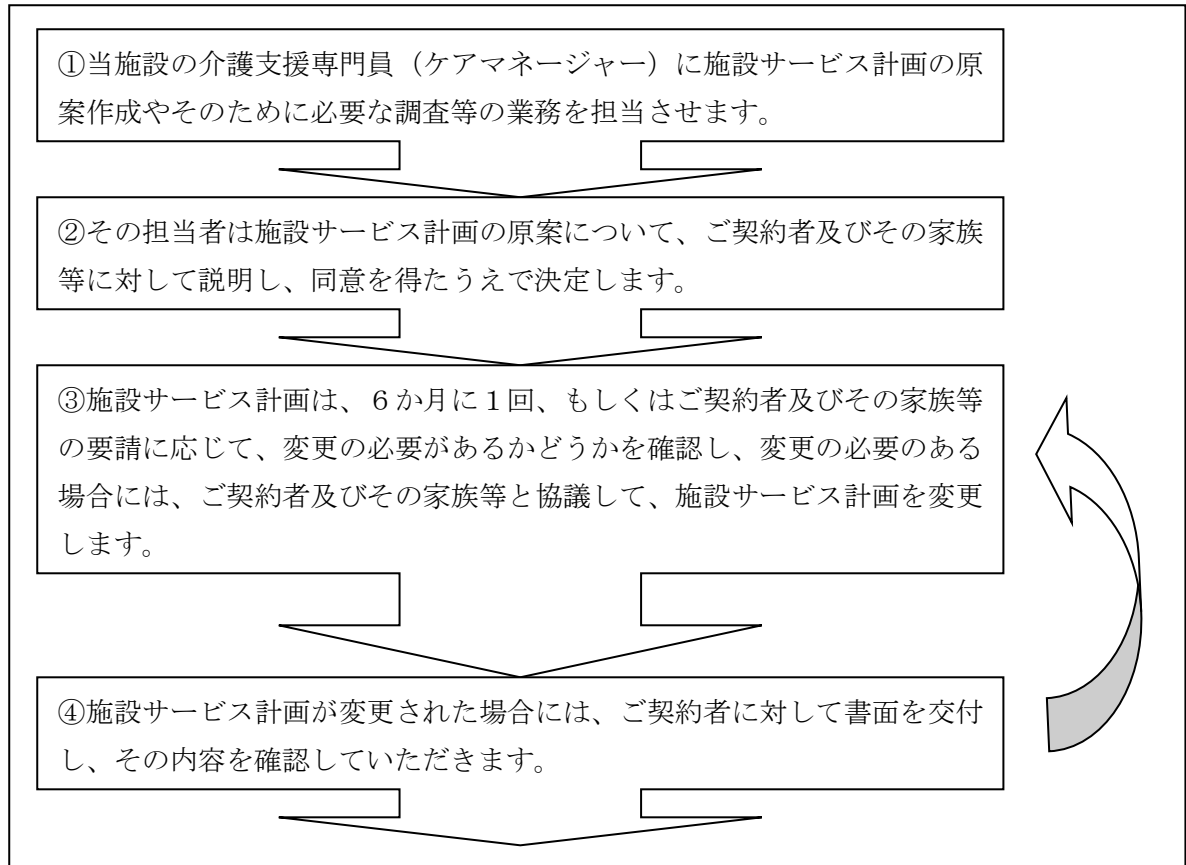
医師 ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または、代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

個人所有のペット・危険物等

（2）面会

面会時間 9：00～20：00

※来訪者は、必ずその都度面会簿の記入をお願いします。

※なお、来訪される場合、食品の持ち込みをされる方は、ご相談ください。

（3）外出・外泊（契約書第23条参照）

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき264円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第9条、第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

《注意事項》

※ 十一月～翌年の三月までは、面会は面会室・面会所でお願いいたします。

面会前は、手洗い・うがいをし、マスク着用にてお願いいたします。

※マスクは当施設でも1枚10円で販売しております。

※居室には入れませんので、ご面会に来ましたら、近くの職員にお声かけください。

入居者様を職員がお連れいたします。

※面会室・面会所での飲食は極力ご遠慮ください。「生もの」や「家庭調理品」のお持ち込みはご遠慮ください。

特別養護老人ホームすずらの里 利用料金

すずらの里 <ユニット>

令和 6 年 9 月 1 日

現在

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	670	740	815	886	955
安全対策体制加算(初回月一回のみ)	20				
看護体制加算Ⅰ(イ)	6				
看護体制加算Ⅱ(イ)	13				
日常生活継続支援加算(2)	46				
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(月)	90				
協力医療機関連携加算(月)	100				
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月合計×1.136で計算(小数点以下四捨五入)				
地域区分7級地	1ヶ月合計×1.014で計算(1円未満切り捨て)				
滞在費	2,066円				
食費	1,700円				
1日合計	4,612円	4,693円	4,779円	4,861円	4,940円
1月(30日)合計	138,589円	141,008円	143,600円	146,053円	148,438円
介護保険2割負担の場合	163,988円	168,826円	174,010円	178,917円	183,686円
介護保険3割負担の場合	189,388円	196,645円	204,420円	211,781円	218,934円

★看取り介護加算Ⅰ(1)・・・73円/日(死亡日以前31～45日間) ★看取り介護加算Ⅰ(3)・・・689円/日(死亡日の前日・前々日)

★看取り介護加算Ⅰ(2)・・・146円/日(死亡日以前4～30日間) ★看取り介護加算Ⅰ(4)・・・1297円/日(死亡日)

*個室・多床室,ユニット共に、端数計算と加算内容によって実際の請求とは誤差がある場合があります

*療養食加算として1日23円追加される場合があります

居住費(滞在費)、食事代は世帯の所得に応じた負担限度額あり。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
ユニット型個室・滞在費	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食事代	300円	390円	650円	1,360円	1,700円

<その他> 介護保険の給付対象とならないサービス(全額ご契約者負担)

送迎料金(立川記念病院以外の通院・付添)	1回	1,000円
買い物代行代	1回	100円
入院時洗濯代(立川記念病院入院時に限る)	1回	500円
特別な食事(献立とは別の食事を希望する場合)	食材料費等の実費	
貴重品管理費	1ヶ月	3,000円
小遣い管理費	預かり金額の5%	
理美容	1回	1,200円
複写物交付	1枚	10円
各種証明書発行	1通	1,000円

指定介護老人福祉施設 すずらの里